

労働契約法の一部を改正する法律案に対する修正案 対照表

(傍線部分は修正部分)

修正後	修正前
<p>労働契約法及び労働基準法の一部を改正する法律 (労働契約法の一部改正)</p> <p>第一条 労働契約法(平成十九年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。</p> <p>(略)</p> <p>第十八条第一項中「前条」を「前章」に改め、同条を第十九条とし、第四章中第十七条の次に次の一条を加える。</p> <p>(<u>有期労働契約の更新</u>)</p> <p>第十八条 有期労働契約であつて次の各号のいずれかに該当するものの契約期間の満了時に当該有期労働契約を更新しないことにより当該有期労働契約を終了させることが、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められないときは、当該有期労働契約は、<u>当該有期労働契約の内容である労働条件と同一の労働条件で更新されたものとみなす。</u></p> <p>一・二 (略)</p> <p>2 有期労働契約において、<u>当該有期労働契約を更新しないこと</u></p>	<p>労働契約法の一部を改正する法律</p> <p>第一条 労働契約法(平成十九年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。</p> <p>(略)</p> <p>第十八条第一項中「前条」を「前章」に改め、同条を第十九条とし、第四章中第十七条の次に次の一条を加える。</p> <p>(<u>有期労働契約の更新等</u>)</p> <p>第十八条 有期労働契約であつて次の各号のいずれかに該当するものの契約期間が満了する日までの間に労働者が当該有期労働契約の更新の申込みをした場合又は当該契約期間の満了後遅滞なく有期労働契約の締結の申込みをした場合であつて、使用者が当該申込みを拒絶することが、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められないときは、<u>使用者は、従前の有期労働契約の内容である労働条件と同一の労働条件で当該申込みを承諾したものとみなす。</u></p> <p>一・二 (略)</p> <p>(新設)</p>

をあらかじめ約したことをもって、前項の規定の適用を妨げるものと解してはならない。

第二条 労働契約法の一部を次のように改正する。

目次中「期間の定めのある労働契約（第十七条・第十八条）」を「有期労働契約（第十七条 第二十條）」に、「第十九条・第二十条」を「第二十一条・第二十二条」に改める。

第三条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 労働契約は、期間の定めのないものとして締結すべきものとし、期間の定めのある労働契約（以下「有期労働契約」という。）は、満六十歳以上の労働者との間に締結されるもののほか、一定の事業の完了のために必要な業務、産前産後の休業又は育児休業中の労働者の業務を補完するために必要な業務、業務の性質上一時的な労働となる業務その他の臨時的又は一時的な業務に係るものに限り締結することができるものとする。

「第四章 期間の定めのある労働契約」を「第四章 有期労働契約」に改める。

第十七条第一項中「期間の定めのある労働契約（以下この章において「有期労働契約」とする。）」を削る。

(略)

第二条 労働契約法の一部を次のように改正する。

目次中「第十八条」を「第二十條」に、「第十九条・第二十条」を「第二十一条・第二十二條」に改める。

(新設)

(新設)

(新設)

(略)

第四章中第十八条を第十九条とし、同条の次に次の一条を加える。

(期間の定めがあることによる不合理な労働条件の禁止)

第二十条 有期労働契約を締結している労働者の労働契約の内容である労働条件が、期間の定めがあることにより同一の利用者と期間の定めのない労働契約を締結している労働者の労働契約の内容である労働条件と相違する場合には、当該労働条件の相違は、労働者の業務の内容及び当該業務に伴う責任の程度を考慮して、不合理と認められるものであってはならない。

第十七条の次に次の一条を加える。

(有期労働契約の期間の定めのない労働契約への転換)

第十八条 同一の利用者との間で「以上」の有期労働契約(契約期間の始期の到来前のものを除く。以下この項において同じ。)を締結した場合であつて、次の各号のいずれかに該当するときは、当該使用者との間で現に締結している有期労働契約は、当該各号に定める日以後においては、期間の定めのない労働契約とみなす。

一 当該使用者との間で現に締結している有期労働契約の契約期間の初日前に契約期間が満了した当該使用者との間で締結

第四章中第十八条を第十九条とし、同条の次に次の一条を加える。

(期間の定めがあることによる不合理な労働条件の禁止)

第二十条 有期労働契約を締結している労働者の労働契約の内容である労働条件が、期間の定めがあることにより同一の利用者と期間の定めのない労働契約を締結している労働者の労働契約の内容である労働条件と相違する場合には、当該労働条件の相違は、労働者の業務の内容及び当該業務に伴う責任の程度(以下この条において「職務の内容」という。)当該職務の内容及び配置の変更の範囲その他の事情を考慮して、不合理と認められるものであってはならない。

第十七条の次に次の一条を加える。

(有期労働契約の期間の定めのない労働契約への転換)

第十八条 同一の利用者との間で締結された「以上」の有期労働契約(契約期間の始期の到来前のものを除く。以下この条において同じ。)の契約期間を通算した期間(次項において「通算契約期間」という。)が五年を超える労働者が、当該使用者に対し、現に締結している有期労働契約の契約期間が満了する日までの間に、当該満了する日の翌日から労務が提供される期間の定めのない労働契約の締結の申込みをしたときは、使用者は当該申込みを承諾したものとみなす。この場合において、当該申込み

された有期労働契約の契約期間が一年を超えているとき、当該使用者との間で現に締結している有期労働契約の契約期間の初日。

「当該使用者との間で現に締結している有期労働契約の契約期間の初日から起算した期間と当該有期労働契約の契約期間の初日前に契約期間が満了した当該使用者との間で締結された有期労働契約の契約期間（当該有期労働契約が二以上あるときは、その二以上の有期労働契約の契約期間を通算した期間）とを通算した期間（以下この号において「通算契約期間」という。）が一年を超えたとき（前号に掲げる場合を除く。）
通算契約期間が一年を超えた日。

2 前項の規定により期間の定めのないものとみなされた労働契約の内容である労働条件は、当該労働契約の当事者である労働者の従事する業務と同種の業務に従事し、かつ、当該労働契約の当事者である使用者と期間の定めのない労働契約を締結している労働者の労働条件と同一の労働条件とする。

（労働基準法の一部改正）

に係る期間の定めのない労働契約の内容である労働条件は、現に締結している有期労働契約の内容である労働条件（契約期間を除く。）と同一の労働条件（当該労働条件（契約期間を除く。）について別段の定めがある部分を除く。）とする。

2 当該使用者との間で締結された一の有期労働契約の契約期間が満了した日と当該使用者との間で締結されたその次の有期労働契約の契約期間の初日との間にこれらの契約期間のいずれにも含まれない期間（これらの契約期間が連続すると認められるものとして厚生労働省令で定める基準に該当する場合の当該いずれにも含まれない期間を除く。以下この項において「空白期間」という。）があり、当該空白期間が六月（当該空白期間の直前に満了した一の有期労働契約の契約期間（当該一の有期労働契約を含む二以上の有期労働契約の契約期間の間に空白期間がないときは、当該二以上の有期労働契約の契約期間を通算した期間。以下この項において同じ。）が一年に満たない場合にあつては、当該一の有期労働契約の契約期間に二分の一を乗じて得た期間を基礎として厚生労働省令で定める期間）以上であるときは、当該空白期間前に満了した有期労働契約の契約期間は、通算契約期間に算入しない。

（新設）

第三条 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「三年」次の各号のいずれかに該当する」を「一年（満六十歳以上の労働者との間に締結される）」に改め、同項各号を削る。

第百三十七条を次のように改める。

第百三十七条 削除

附則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び第三条並びに次項から附則第四項までの規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）

2 第二条の規定による改正後の労働契約法（以下「新労働契約法」という。）第十八条の規定は、前項ただし書に規定する規定の施行の日以後の日を契約期間の初日とする期間の定めのある労働契約について適用し、同項ただし書に規定する規定の施行の日前の日が初日である期間の定めのある労働契約の契約期間は、同条第一項第一号に規定する契約期間には該当しないものとし、同項第二号に規定する通算契約期間には算入しない。

附則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条並びに次項及び附則第三項の規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）

2 第二条の規定による改正後の労働契約法（以下「新労働契約法」という。）第十八条の規定は、前項ただし書に規定する規定の施行の日以後の日を契約期間の初日とする期間の定めのある労働契約について適用し、同項ただし書に規定する規定の施行の日前の日が初日である期間の定めのある労働契約の契約期間は、同条第一項に規定する通算契約期間には算入しない。

3| 附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日前の日を契約期間の初日とする期間の定めのある労働契約については、第三条の規定による改正後の労働基準法の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(検討)

4| 政府は、附則第一項ただし書に規定する規定の施行後三年を経過した場合において、新労働契約法第十八条の規定について、その施行の状況を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(新設)

(検討)

3| 政府は、附則第一項ただし書に規定する規定の施行後八年を経過した場合において、新労働契約法第十八条の規定について、その施行の状況を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。